

令和 8 年度
竹原市ケーブルテレビネットワークの
耐災害性強化事業整備工事に係る
調査設計施工監理業務委託

業 務 仕 様 書

令和 8 年 8 月

広島県竹原市

1 通則

本業務の受託者は、本業務仕様書に基づき、竹原市（以下「委託者」という。）と十分な協議を行いながら、自己の責任のもとに業務を遂行するものとする。なお、状況変化による追加仕様に関しては、柔軟に対応するものとする。

2 事業概要

平成22年に、地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）により整備したFTTHケーブルテレビ設備は、市民に向け本市の防災情報等を配信するFM告知放送も運用しており、地域において重要な情報伝達手段となる放送・通信ネットワークである。

本市全域をカバーする代替の情報伝達手段が存在せず、当該設備への依存度が高い現状において、放送・通信網の切断は市民への情報遮断に直結する。そのため、特定の災害等に限定せず、あらゆる事態を想定した防災上の観点から、電源維持機能の拡充が必要不可欠となっている。

具体的には、災害時等における商用電源喪失時においても電源機能を維持するため、既存の非常用発電機（稼働時間：約2時間）を、防災指針に準じた72時間以上の連続稼働が可能なLPガス非常用発電機を整備し、放送・通信サービスにおける事業継続体制のさらなる強化を図る。

なお、本事業は、総務省の令和8年度放送ネットワーク整備支援事業費補助金（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）の交付決定を受けて実施するものであり、当該交付決定に基づき契約を締結するものとする。

3 委託業務名

令和8年度 竹原市ケーブルテレビネットワーク耐災害性強化事業整備工事に係る
調査設計施工監理業務委託

4 業務スケジュール

業務のスケジュールは、次のとおりとする。

- （1）調査業務 契約締結の日 ～ 令和8年10月31日まで
- （2）実施設計業務 契約締結の日 ～ 令和8年10月31日まで
- （3）施工監理業務 工事施工会社との契約締結の日 ～ 令和9年3月31日まで

工事入札時に必要となる書類については、令和8年10月31日までに成果物として納品すること。提出書類は、委託者の監督員と協議の上、対応すること。なお、本業務仕様書でいう監督員とは、委託者で定めるものをいう。

5 受託者の条件

(1) 業務実績

中国・四国地方の地方自治体又は第三セクターが発注した業務委託において、公告日より過去5年間に業務が完了している、総務省の補助事業（放送ネットワーク整備支援事業費補助金）を活用した整備事業の調査設計監理業務の元請実績があること。

(2) 配置技術者の資格

配置技術者は、上記の補助事業において管理技術者又は照査技術者として業務を遂行した実績があること。

また、1級電気通信工事施工管理技士若しくはCATV総合監理技術者の資格も有すること。

6 委託業務内容

(1) 前提条件

業務の内容は次のとおりとする。また、詳細については、委託者及び（株）たけはらケーブルネットワークとの協議の上、決定すること。なお、本業務は、放送ネットワーク整備支援事業費補助金（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）により実施するものであり、当該事業の申請書に記載した計画内容を十分に満たした調査設計施工監理業務を行うこと。

(2) 調査業務

① 電源設備

既設図面の確認を十分に行い、既設キュービクル、既設非常用発電機、既設分電盤の調査及び仮設発電機の設置場所等を考慮した調査を行うこと。

② ケーブルテレビ設備、その他の実施設計に必要な調査業務

ケーブルテレビ設備を運用しながらの整備工事となるため、現に、ケーブルテレビ放送を運用している、（株）たけはらケーブルネットワーク及びケーブルテレビ設備を活用して運用しているFM告知放送の担当課と常に連携を図り、放送・通信サービスに支障が生じないように業務を遂行すること。

③ その他、実施設計に必要な調査業務

既存施設のスペース、既設設備との接続や整合性等、十分な事前調査を行うこと。

(3) 実施設計業務

実施設計業務の内容は次のとおりとする。

① 電源設備設計

② 積算

③ 工事入札に必要な設計書、図面・仕様書などの作成、提出

(4) 施工監理業務

施工監理業務の内容は、次のとおりとする。

- ① 施工状況、工程等の監理
- ② 工程会議の参加
- ③ 竣工検査業務
- ④ 関係機関における検査立会業務
- ⑤ 設計図書に疑義が生じた場合又は出来高設計が生じた場合等の対応
- ⑥ 電話及び電子メールによる質疑・連絡調整への対応
- ⑦ 国庫補助金事業に係る実績報告書作成支援業務

補助事業名

- ・放送ネットワーク整備支援事業費補助金（ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業）

現場での工程管理、資材等の品質管理、作業の安全管理等を行うこと。これは受託者の立場としての施工監理業務であり、施工業者の行う施工監理は本業務に含まれない。

(5) その他

業務遂行にあたり必要な事項で定めのないものに関しては、委託者と随時、打合せ協議を行い解決するものとする。

7 会議等打合せ

受託者は委託業務の実施に関し、施工監理に係る全体定例会議を原則月1回以上開催し、各フェーズにより必要となる会議は随時開催することとする。また、打合せ事項その他について、適宜記録を残すものとする。

8 業務実施計画書

受託者は、受託後7日以内に業務実施計画書を提出し、委託者の承認を得なければならない。なお、業務実施計画書には、施工体制・業務従事者名簿・工程表が含まれる。

本業務の実施にあたっては、第5条の(2)に規定する要件を満たす人員を配置するものとし、業務が完了するまで責任をもって、本事業の円滑な推進を実施しなければならない。

また、本業務期間及び安定稼働が確認できるまで、迅速に対応できるよう、連絡体制を整えておくこと。

9 成果品

- (1) 成果品については、国庫補助申請（実績報告等）及び入札に使用するもので、次のとおりとする。

- ・設計書 2 部、図面・仕様書 2 部
- ・上記のほか、委託者が必要とする書類を必要部数提出すること。
- ・成果物については書面のほか、別途指定する電子ファイルでも提出すること。

(2) 受託者は、国又は県の行政機関等が実施する検査等において、本成果品がその検査対象となる場合は、同席若しくは立会い、専門的な立場で助言等を行うものとする。

10 関連法令・基準等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様の定めるもののほか、次の法令及び基準の定めるところに従わなくてはならない。

- ・建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)及び同法施行令(昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号)
- ・電気設備技術基準等の経済産業省令等
- ・日本工業規格 (J I S)
- ・日本電線工業会規格 (J C S)
- ・電気規格調査会標準規格 (J E C)
- ・日本電気工業会標準規格 (J E M)
- ・放送法(昭和 2 5 年法律第 1 3 2 号)及び同法施行令(昭和 2 5 年政令第 1 6 3 号)
- ・電気通信事業法(昭和 5 9 年法律第 8 6 号)及び同法施行令(昭和 6 0 年政令第 7 5 号)
- ・有線電気通信法(昭和 2 8 年法律第 9 6 号)及び同法施行令(昭和 2 8 年政令第 1 3 0 号)
- ・その他関連規格
- ・地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)
- ・放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱
- ・ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 (ケーブルテレビ複線化等整備支援事業)
実施マニュアル
- ・その他関係法令を遵守すること。

11 その他

- ・業務遂行時必要な資料については、委託者が貸与する。貸与された資料については、破損または紛失しないように丁寧に扱うこととし、必ず返却するものとする。
- ・ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業 (ケーブルテレビ複線化等整備支援事業) に係る対応及び書類作成支援が発生した場合、その都度対応を行うこと。
- ・監督員の指示に従い、誠意をもって業務を遂行すること。
- ・本業務の趣旨を十分理解し、業務を遂行すること。

12 特記事項

本業務は、本業務仕様書に従い、委託者と十分に協議しながら実施すること。また、業務に必要な資料等については両者協議の上、委託者が必要と判断したものは提供する。

万一、不明事項や疑義が生じたときは、受託者の一方的な判断によらず、委託者との協議の上決定すること。

受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。

受託者は工事施工段階において、本業務に係る設計意図を正確に伝えるための質疑応答及び説明、工事材料・設備機器等の選定に関する設計意図に対し問合せがあった場合は対応すること。

なお、上記業務に係る費用は受託者が負うものとする。

業務中及び業務完了後、下記について委託者から要請があった場合、受託者はこれに協力する。

- ① 現場説明実施等への協力
- ② 質疑回答書等の作成
- ③ 工事入札等への対応
- ④ 設計図書に疑義が生じた場合又は変更設計が生じた場合等の対応
- ⑤ 会計検査等への立会